

議案第78号

みよし市緑と花のセンター設置条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和5年11月30日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、第7次みよし市行政改革アクションプランにおける受益者負担の適正化により、緑と花のセンターのふれあいA広場の使用料の額を改正するため必要があるからである。

みよし市緑と花のセンター設置条例の一部を改正する条例

みよし市緑と花のセンター設置条例（平成7年三好町条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表ふれあいA広場の項中「1, 320円」を「1, 860円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、同年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前に施行日以後の利用の許可を受けた者からは、改正前のみよし市緑と花のセンター設置条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該利用に係る改正後のみよし市緑と花のセンター設置条例に定める額の使用料を徴収する。

みよし市緑と花のセンター設置条例の一部改正新旧対照表

改正案			現行		
(使用料)					
第7条 利用者は、規則で定める日までに、別表に定める額の使用料を支払わなければならない。ただし、市長が減免を必要と認めたときはこの限りでない。					
別表（第7条関係）			別表（第7条関係）		
施設名	単位	使用料の額	施設名	単位	使用料の額
研修室の項からバーベキュー施設の項まで 略			同左		
ふれあいA広場	1時間につき	<u>1,860円</u>	ふれあいA広場	1時間につき	<u>1,320円</u>
備考 略			備考 略		